

第2章 フッ化物洗口の実際

1 フッ化物洗口をはじめるにあたって

「実際にこれからフッ化物洗口をしてみようと思うが、どのような手続きをとればよいのか。」「事前に誰に対して説明し、了解を得ておかなければならないのか、また、その説明の方法はどうすればよいのか。」などの質問に対して、この章では具体的な例をあげながら、今後実施する場合の参考となるよう解説します。

特に重要なことは、表2に示すようなフッ化物洗口実施にいたるまでの具体的なプログラムを策定し、ステップを着実に踏みながら進めることです。それは次のような理由からです。

1 フッ化物洗口は、保育所や幼稚園、小・中学校などの施設で、歯科保健活動の一環として実施され継続してみんなで実施するむし歯予防の方法です。したがって、これらに関与する市町村行政や学校、施設関係者、保護者ばかりでなく、学校歯科医、学校医、学校薬剤師などにも事前に十分説明し、理解を得て協力体制を確立して進める必要があります。そのためには、綿密な計画のもとに順序立てて進めていくことが不可欠となります。

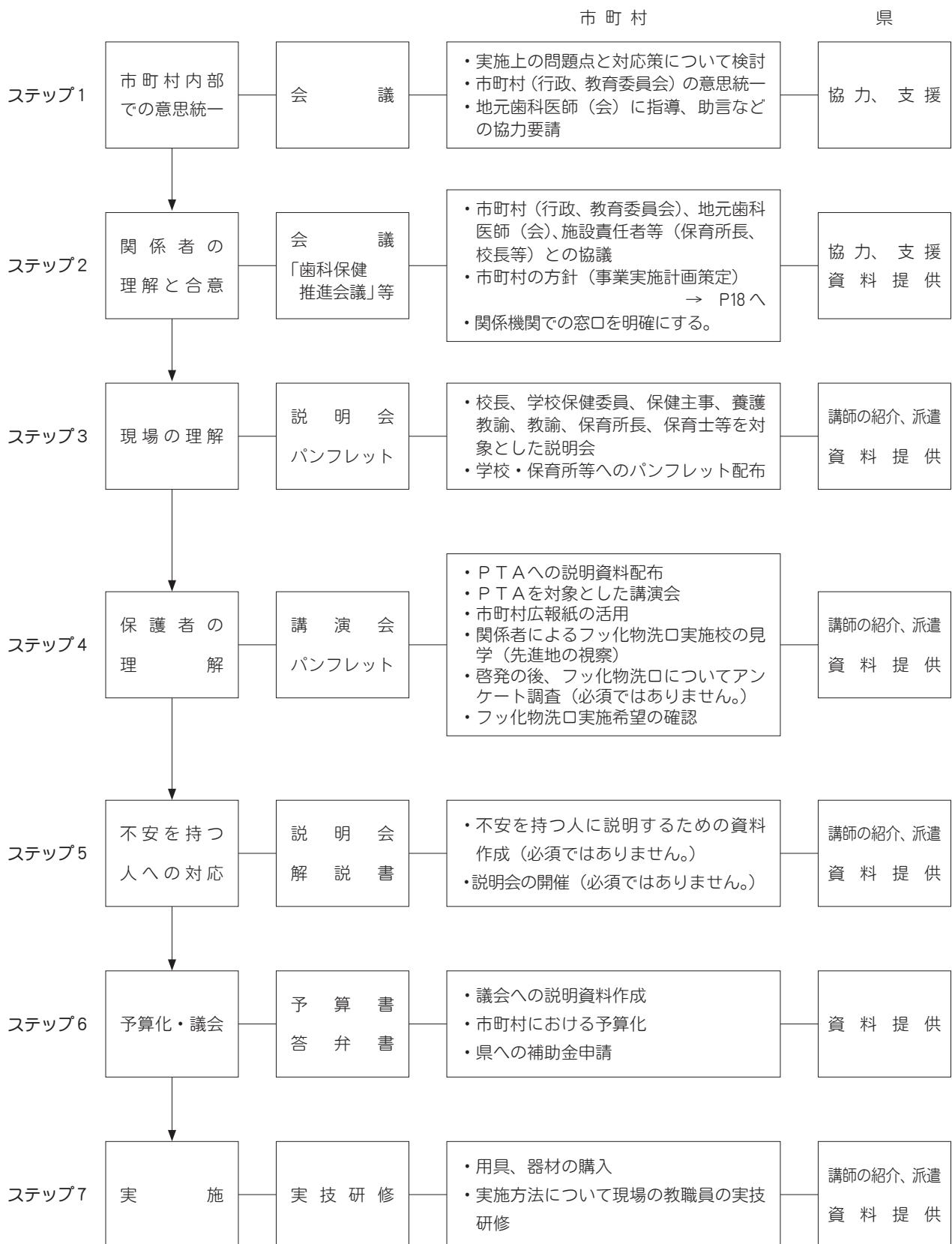
2 時には、フッ化物洗口への反対運動が予測される場合もあります。この反対運動は様々な形で表2のどのステップでも起こる可能性があり、実施寸前になってやむなく中止せざるを得なくなったケースも過去にありました。

この教訓から、仮に反対運動が起きたとしても、改めて最初のステップからやり直すのではなく、前のステップに戻って、そこから再度進めるのが効果的です。表2のようなプログラムがあれば、現在どの段階にあるのか、次に何を行うべきかが明らかになります。

3 フッ化物洗口実施にいたるまでには、多くの関係者の協力と、各ステップごとにそれぞれの役割分担を果たすことが不可欠であり、誰もが理解しやすい進め方を明示する必要があります。

次に具体的な進め方のプログラムに沿って順次説明します。

表2 フッ化物洗口実施プログラム



※ 市町村等の状況により変更は可能です。

フッ化物洗口実施プログラム

Step 1

市町村内部での意思統一



フッ化物洗口を市町村事業として取り組むことを企画する場合、まず教育委員会を含めた行政内部で十分にむし歯の状況を認識し、今後の課題について話し合います。そのためには、まず始めに市町村全体や各々の保育所、幼稚園、学校のむし歯有病状況の経年変化や他の市町村の状況等のデータを準備し、現状を分析するとともに、今まで行ってきた事業を評価します。次にそれを踏まえた上で、実施上の問題点と対応策について検討し、行政（保健衛生主管課、児童福祉主管課及び教育委員会）の意思を統一した段階で事業実施計画の概略を策定します。

地元の歯科医師（会）は、指導・助言を行うべき専門的な立場にあるので、行政関係者は歯科医師（会）に相談するとともに最初から参画してもらう必要があります。また、医師（会）、薬剤師（会）にも早い段階から十分に説明し、理解と協力を得ておきます。

先に述べたように、フッ化物洗口は公衆衛生施策として、関係者の協力を得て実施する事業ですので、まず市町村行政内部の意思統一を図ることを最優先しなければなりません。したがって、このステップがプログラムの中で最も重要であり、理解が得られない場合等は、県地域機関や県福祉保健部へ相談してください。また、先進地視察もよい方法です。

Step 2

関係者の理解と合意

ステップ1で市町村行政内部の意思統一がある程度図られたなら、次に行なうことは、保健衛生主管課、児童福祉主管課、教育委員会、地元歯科医師（会）、学校（園）長、保育所長、県地域機関（県福祉保健部）、教育事務所（県教育委員会）、大学等の関係者による会議（「歯科保健推進会議」等）を開催し、市町村行政内部で作成した事業実施計画案について十分協議します。そして会議結果に基づいて市町村の方針を決定するとともに事業実施計画を策定します。

【P 26～29参照】

Step 3

現場の理解



ステップ2で市町村の今後の方針が決定し事業実施計画が策定されたら、次に行うステップは、実際にフッ化物洗口を実施する場となる保育所、幼稚園、学校等の現場の教職員の理解を得るため説明会を開催します。この説明会を通じて、フッ化物洗口に関する基礎的知識や実施上の問題点などを十分時間をかけて検討し、現場の共通理解を得てしっかりした体制を作ります。

このステップで大切なことは、市町村の事業実施方針を明確に伝えるとともに、この方針に基づき市町村が実施主体となって全体を進め、その中で実施現場が協力するという体制で進めたい旨をはっきりと伝えることです。

なお、説明会の講師は学校歯科医（嘱託歯科医）が最適ですが、都合がつかない場合は、新潟県歯科保健協会や県地域機関から講師を紹介することもできます。この場合、できる限り学校歯科医（嘱託歯科医）と事前の打ち合わせを行った上で説明会への同席をお願いし、質疑応答の際に助言してもらうようにします。

フッ化物洗口事業を導入する場合、学校（園）長、保育所長、教頭、保健主事（主任保育士等）、養護教諭は中心的役割を担う立場にあるので、十分な連携のもとに準備を進めます。また、学級担任（保育士）には、適切なフッ化物洗口が実施できるよう指導の徹底を図る他、その役割についても理解を得ておかなければなりません。これらについては、パンフレット等を用いて、各職員の役割について認識してもらうとよいでしょう。

また、必要があれば、この段階からPTAの役員（保健委員）など保護者の代表にも参画してもらい、理解を得るとともに、今後の計画推進のために協力を要請します。

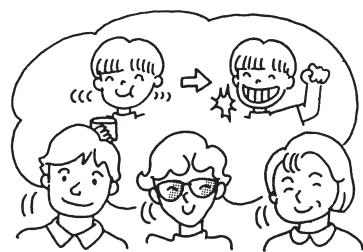
市町村（行政、教育委員会）はステップを進めるにあたり、適宜施設や学校側と連絡をとり、現場とお互いに協力して計画を進めていく必要があります。

また、各学校医（嘱託医）、学校歯科医（嘱託歯科医）、学校薬剤師には隨時相談し、指導、助言を仰ぎます。

この時、薬剤の種類、取扱方法等についてなるべく早く決めておきます。

Step 4

保護者の理解



ステップ3で現場の理解が得られたならば、次のステップに進みます。

(1) 説明資料の配布と講演会の開催

フッ化物洗口について保護者から十分理解してもらうために、事前に講演会を開催します。また、講演会の開催に前後してパンフレット、リーフレット等を配布するのも効果的です。これらの資料は一般の人にもよくわかるものをそろえる必要があります。講演会では質疑応答の時間を十分に確保し、保護者の理解が得られるよう配慮します。講師の選定はステップ3に準じてください。

その他、市町村の広報紙、園および学校の「保健だより」等を活用して啓発することも効果的です。

(2) 関係者によるフッ化物洗口実施校の見学（先進地の視察）

(1)に前後して、校長（保育所長・幼稚園長）、保健主事（主任保育士）、養護教諭、教諭（保育士）等の代表、PTA役員等の関係者がすでにフッ化物洗口を実施している市町村へ見学に行くことは、フッ化物洗口の実態がよく理解でき大変有効です。

(3) アンケート調査

保護者に対して十分な広報啓発活動を行い、十分な情報を提供した後、保護者の意向や疑問を把握し、フッ化物洗口を円滑に導入するために〈例1〉(P23)に示したような質問によるアンケート調査を行うことも有効な場合があります。

ただし、誤った情報が流布していたり、情報が不十分である状況で安易にアンケートをとると、保護者の意思や洗口実施までの問題点を正確に把握することは難しいため、避けるべきです。あくまでも正しい情報がいきわった後で行うのが原則です。

アンケートを回収して明らかになった疑問点に対しては、説明資料の配布が必要になってきますし、実施にあたり問題があると思われる場合には、洗口実施までに会議等を開催して検討することも必要です。

なお、アンケート調査は、フッ化物洗口を実施する前

に必須のものではありません。

多くの場合は、説明会や講演会で十分に関係者の理解が得られるはずですので、その場合は、講習会終了後に次の(4)に進みます。

(4) フッ化物洗口実施希望の確認

フッ化物洗口を開始する前に保護者に対し、洗口実施希望の有無を確認する必要があります。それには、〈例2〉(P24) または〈例3〉(P25) のような申込書による文書で確認する必要があります。申込みをとる場合は以下の点に留意してください。

- 1 申込みの際、途中での中止や実施希望は隨時受け付けることを説明し、通常入学（園）時に希望を確認します。
- 2 申込み（希望）をとる時は、保護者の関心が薄れないうち、すなわち講演会終了後できるだけ早い時期にとるように心掛けます。
- 3 講演会に出席できなかった保護者には講演会の資料や市町村、学校（保育所・幼稚園）の方針を説明した文書等を配布します。
- 4 フッ化物洗口は学校（保育所・幼稚園）、教職員（保育士）の管理、監督下で行う安全性の高いむし歯予防方法です。できるだけ多くの子どもたちが実施することが望ましいのですが、あくまで希望に基づき実施します。強制して行う方法ではありませんから、承諾書の形式はとらず、押印も不要です。

Step5

不安を持つ人への対応

講演会で解決しなかったり、アンケートで明らかになった疑問点や不安な点については、講師の先生等に協力してもらうなどして、解説書を作成し配布します。また、講演会に出席できなかった保護者には、当日の資料や質疑応答の要旨等も配布し理解を得るように努めます。なお、不安解消のため必要に応じて説明会を開催することも考えられます。

Step 6

予算化・議会

市町村は説明会、講演会での反応及びアンケートの結果、申込み状況等を総合的に判断し、実際の洗口開始の日程や実施方法等の細部について、関係者と協議の上、最終的な決定をします。

これに併せて、フッ化物洗口実施に要する費用を予算要求します。（ステップ1の段階で予算に計上してある場合もあります。）そのためには、予算書はもちろん、議会への説明資料、予想質問事項等の資料も準備する必要があります。また、県へ補助金を申請する場合は、交付申請書を作成します。

また、それらの詳細や議会資料に関しては、県地域振興局健康福祉（環境）部、県福祉保健部健康対策課、県教育事務所、県教育庁保健体育課に問い合わせてください。

Step 7

実 施

-
- フッ化物 でうがい 。

-

(1) 用具、器材の購入

予算を獲得した後、フッ化物洗口に必要な用具を購入します。

用具、器材の購入については、P 42～45に記載しています。

(2) 洗口実施方法についての現場の教職員の実技研修

薬剤の保管や水に溶かしてフッ化物洗口液を作成するのは、各学校、各施設で行います。また、洗口液は各クラスで1人分ずつ分注します。なお、フッ化物洗口を安全かつ手際よく実施するためには、現場の教職員に対する実技研修やフッ化物洗口に関する施設の責任者と担当者を決めておく必要があります。

以上のように、ここでは市町村が主体となって地域全体でフッ化物洗口に取り組む場合のプログラムを説明しましたが、保育所、幼稚園、学校独自で取り組む場合は、ステップ3からスタートすることになります。そして、ステップ4またはステップ5終了後、すみやかにステップ7に進みます。

なお、独自に取り組む場合も、市町村（行政、教育委員会）と十分連絡をとり、適切な指導、助言を受けてください。

様式等参考例

〈例1〉 アンケート調査票

歯科保健アンケート

お子さんのクラス（ ）

※次の質問の当てはまるところを○でかこんでください。

- 1 お子さんは、むし歯が多いと思いますか。
(1) 多いと思う (2) 少ないと思う (3) 普通 (4) わからない
- 2 お子さんのむし歯予防のためにどんなことを注意していますか。
(1) 歯みがきをしている。
(2) 食後にうがいをしている。
(3) バランスのとれた栄養をとるようにしている。
(4) おやつの回数や量を決めてあたえている。
(5) 特に何もしていない。
(6) その他（ ）
- 3 フッ化物について過去にどこから知識を得ましたか。
当てはまるものすべてに○をつけてください。
(1) 初めて聞いた (2) 新聞・テレビ等
(3) 各種の刊行物 (4) 歯科医師等の専門家
(5) その他（ ）
- 4 学校（保育所・幼稚園）で子供たちのむし歯予防対策を行うことについて、どう思いますか。
(1) 是非やってほしい。 (2) 必要ないと思う。
(3) どちらでもよい。 (4) その他（ ）
- 5 学校（保育所・幼稚園）で、むし歯予防のため、フッ化物洗口を実施する場合、希望しますか。
(1) フッ化物洗口を希望する。
(2) 学校歯科医（嘱託歯科医）の指導に一任する。
(3) わからない。
(4) フッ化物洗口を希望しない。

ご協力ありがとうございました。学校（保育所、幼稚園）に届けてください。

〈例2〉 希望調査書

保護者 様	平成 年 月 日
	<input type="radio"/> ○○町長 <input type="radio"/> ○○保育所長 <input type="radio"/> ○○
	<input type="radio"/> ○○保育所長 <input type="radio"/> ○○町長 <input type="radio"/> ○○

フッ化物洗口実施について（希望調査）

本日、保護者説明会を開催しましたフッ化物洗口につきまして、次のとおり実施しますので、下記により希望調査書の提出をお願いします。

これは、子どもたちの健康な歯の育成のために、地元歯科医師会の御指導と県の支援により、町の保健事業として実施するものです。

フッ化物洗口は、安全性や予防効果に優れた永久歯のむし歯予防方法です。是非とも多くの方の御参加をお願いいたします。

記

1 実施方法 フッ化物洗口剤を水に溶かしたうがい液で、週〇回、毎日1分間の「ブクブクうがい」をします。

2 開始予定 平成〇〇年〇〇月

3 実施日時 毎週 ○ ~ ○ 曜日 各クラス毎に実施

4 費用 無料（全額公費負担）

5 申込み 実施にあたり、下記の希望調査書を御記入のうえ、〇月〇日（〇）までに、
 クラス担任に提出してください。
 （希望しない方も提出してください）

----- きりとりせん -----

フッ化物洗口希望調査書

※該当する番号に〇をつけてください。

フッ化物洗口事業に参加することを 1 希望します。
 2 希望しません。

平成 年 月 日
 ○ 保育所 組

園児氏名
保護者氏名

〈例3〉 申込書

フッ化物洗口申込書

平成 年 月 日

教育長（市町村長） 様
学校長（保育所長）

※どちらかを○でかこんでください。

1 フッ化物洗口を希望します。

2 フッ化物洗口を希望しません。

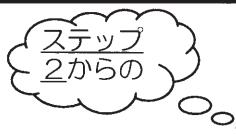
児童の所属 _____ 小学校（保育所）
(園児)

児童氏名 _____ 年生（　　組）
(園児)

保護者氏名 _____

保育所(幼稚園)で秋からフッ化物洗口を開始する場合

参考例 1



フッ化物洗口事業実施計画

《ステップ1》
平成26年度【前年度】

市町村における意思統一

- 市町村行政内部、歯科医師（会）、医師（会）、薬剤師（会）で合意
〔県地域機関（県福祉保健部）協力〕
- 平成27年度開催予定の歯科保健推進会議、説明会、器材・薬剤等の予算計上

時 期	実 施 内 容
平成27年	
4月	(●園長会議等への説明)
5月	●歯科保健推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における方針を決定 ・フッ化物洗口事業実施計画（案）について協議
6月	●職員への説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・合同説明会（☆☆保健センター）
7月	●フッ化物洗口実施施設へ見学 <ul style="list-style-type: none"> ・○△市立※※園へ訪問
9月	●保護者説明会（4歳児・5歳児） <ul style="list-style-type: none"> ・○○園 ・△△園 ・□□園
9月	[●保護者説明会後の説明資料の作成（再説明会の開催）]
9月	●フッ化物洗口実施希望の確認
10月	●器材・薬剤の購入
10月	●水道水でブクブクうがいの練習
11月	●フッ化物洗口開始

講演会終了後できるだけ早い時期に確認

対 象	4歳児・5歳児 (○○園48人・△△園64人・□□園79人)
洗 口 回 数	週5回法
薬 剤 の 種 類	ミラノール

その他、内部での細かな打合会を設定する等、必要に応じて追加・修正し、実施計画を作成する

参考例2

保育所(幼稚園)で春からフッ化物洗口を開始する場合



フッ化物洗口事業実施計画

《ステップ1》

平成26年度【前年度】

市町村における意思統一

- 市町村行政内部、歯科医師（会）、医師（会）、薬剤師（会）で合意

〔県地域機関（県福祉保健部）協力〕

- 平成27年度開催予定の歯科保健推進会議、説明会の予算計上

	時 期	実 施 内 容
平成27年	6月	(●園長会議等への説明)
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ●歯科保健推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における方針を決定 ・フッ化物洗口事業実施計画（案）について協議
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ●職員への説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・合同説明会（☆☆保健センター）
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ●フッ化物洗口実施施設へ見学 <ul style="list-style-type: none"> ・○△市立※※園へ訪問
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ●予算要求（器材、薬品、親子むし歯予防教室等）
平成28年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者説明会（3歳児・4歳児・5歳児） <ul style="list-style-type: none"> ・○○園 ・△△園 ・□□園
	3月	<ul style="list-style-type: none"> [●保護者説明会後の説明資料の作成（再説明会の開催）]
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●フッ化物洗口実施希望の確認
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●器材・薬剤の購入
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ●親子むし歯予防教室の開催
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ●水道水でブクブクうがいの練習
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ●フッ化物洗口開始

次年度からの実施を念頭に
・3歳児は4歳児からの実施
・5歳児は小学校での実施

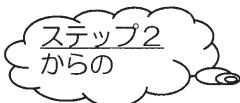
講演会終了後できる
だけ早い時期に確認

対 象	4歳児・5歳児 (○○園48人・△△園64人・□□園79人)
洗 口 回 数	週5回法
薬 剤 の 種 類	オラブリス

その他、内部での細かな打合会を設定する等、必要に応じて追加・修正し、実施計画を作成する

小学校・中学校で秋からフッ化物洗口を開始する場合

参考例3



フッ化物洗口事業実施計画

《ステップ1》
平成26年度【前年度】

市町村における意思統一

- 市町村行政内部、市町村教育委員会、歯科医師（会）、医師（会）、薬剤師（会）で合意〔県地域機関（県福祉保健部）協力〕
- 平成27年度開催予定の歯科保健推進会議、説明会、器材・薬剤、児童・生徒対象講演会等の予算計上

	時 期	実 施 内 容
平成27年	4月	(●校長会等への説明)
	5月	●歯科保健推進会議の開催 ・市町村における方針を決定 ・フッ化物洗口事業実施計画（案）について協議
	6月	●学校職員への説明会 ●PTA役員会への説明 ・○○小学校 ・△△小学校 ・□□中学校
	7月	●フッ化物洗口実施小・中学校へ見学 ・○△市立※※小学校へ訪問 ・○△市立＊＊中学校へ訪問
	9月	●保護者説明会 ・○○小学校 ・△△小学校 ・□□中学校
	9月	[●保護者説明会後の説明資料の作成（再説明会の開催）]
	9月	●フッ化物洗口実施希望の確認
	10月	●器材・薬剤の購入
	10月	●児童・生徒を対象にフッ化物洗口を含めたむし歯予防教室の開催
	10月	●水道水でブクブクうがいの練習
	11月	●フッ化物洗口開始

必要に応じて
訪問する

講演会終了後できるだけ
早い時期に確認

対 象	全学年 (○○小学校526人・△△小学校367人・□□中学校453人)	
洗 口 回 数	週1回法	その他、内部での細かな打合会を設定する等、必要に応じて追加・修正し、実施計画を作成する
薬 剤 の 種 類	ミラノール	

小学校・中学校で春からフッ化物洗口を開始する場合

参考例4



フッ化物洗口事業実施計画

《ステップ1》
平成26年度【前年度】

市町村における意思統一

- 市町村行政内部、市町村教育委員会、歯科医師（会）、医師（会）、薬剤師（会）で合意〔県地域機関（県福祉保健部）協力〕
- 平成27年度開催予定の歯科保健推進会議、説明会の予算計上

	時 期	実 施 内 容
平成27年	6月	(●校長会等への説明)
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ●歯科保健推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における方針を決定 ・フッ化物洗口事業実施計画（案）について協議
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ●学校職員への説明会 ●PTA役員会への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・○○小学校 ・△△小学校 ・□□中学校
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ●フッ化物洗口実施小学校へ見学 <ul style="list-style-type: none"> ・○△市立※※小学校へ訪問 ・○△市立＊＊中学校へ訪問
	11月	●予算要求（器材・薬剤、児童・生徒対象講演会等）
	12月	
平成28年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・○○小学校 ・△△小学校 ・□□中学校
	3月	[●保護者説明会後の説明資料の作成（再説明会の開催）]
	3月	●フッ化物洗口実施希望の確認
	4月	●器材・薬剤の購入
	5月	●児童・生徒を対象にフッ化物洗口を含めたむし歯予防教室の開催
	6月	●水道水でブクブクうがいの練習
	6月	●フッ化物洗口開始

対 象	全学年 (○○小学校526人・△△小学校367人・□□中学校453人)	
洗 口 回 数	週1回法	その他、内部での細かな打合会を設定する等、必要に応じて追加・修正し、実施計画を作成する
薬 剤 の 種 類	オラブリス	

2 フッ化物洗口と学校歯科保健

学校は、教育を通して生活に必要な資質や能力を育てるという目的があります。児童生徒が学校におけるフッ化物洗口を通して、フッ化物に関する知識を得るようになり、自分自身の歯の健康状態を向上させる保健行動としてフッ化物応用を選択できるようになることは、そうした目的の一つといえます。

学校におけるフッ化物洗口が終了しても、フッ化物配合歯磨剤や家庭でのフッ化物洗口を行うような生活行動が身につければ、生涯の歯科保健のために有益なことです。したがって、小児期にフッ化物洗口を実施しながらむし歯を予防する歯科保健管理、同時にそれを通してフッ化物に関する知識とその応用方法を習得する歯科保健教育が同時に行われるべきです。むし歯が不可逆性であることから、将来の歯の健康を維持し向上するには、小児期の歯の健康がその基盤となることを理解しなくてはなりません（図14）。

そこで、小学校、中学校でフッ化物洗口を行うにあたって、児童生徒の積極的な参加が重要となります。自らフッ化物洗口を行うことによって、また、その準備等に参加することによって、児童生徒は、健康を増進する態度や習慣を自分自身で学ぶことになるからです。

それは、歯科保健に対する知識・認識の向上が図れることはいうまでもなく、健康全般にわたる知識を得るきっかけとなる教育的手段でもあります。

さらに、保護者をはじめ地域社会の人々の歯科保健知識の普及、向上が図られ、積極的なむし歯予防の意識を広める役目をする等、フッ化物洗口の学校教育における役割は非常に大きいといえます。

（1）教育上の留意点

学校でフッ化物洗口を実施する場合には、保護者をはじめ関係者の理解が必要であり、とくに学校歯科医、学校医、学校薬剤師の管理、指導、助言のもとに適切に実施されることが望されます。重要な事柄を以下に列記します。

- 学校歯科医、学校医、学校薬剤師の指導、助言を受ける。
- P T A（保健委員会）の理解と協力を得る。
- 「学校だより」「保健だより」等の発行により保護者との連携を図る。
- 全職員の共通理解を得る。
- 実施前に学習会を開催する。
- 関係機関からの資料により勉強会を開催する。
- 洗口を実施してからときどき検討会をもち、洗口が円滑に行われているか等の話し合いを行う。
- 学校保健計画での位置付けと運営の工夫を行う。
- 実施に伴う校内体制の整備を行う。
- 実施の手順、方法について役割を分担し明確にする。

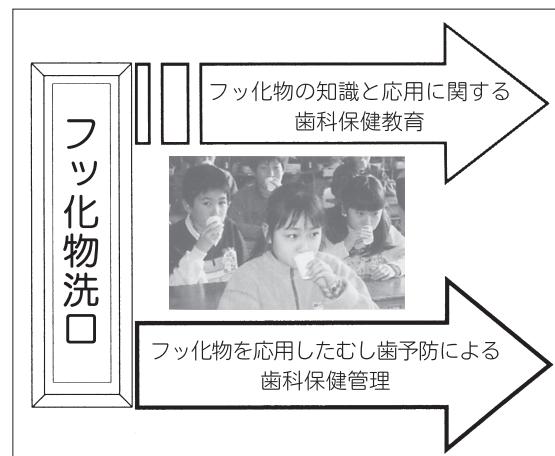


図14 保健管理と保健教育

表3 教育現場での役割分担

役割分担	保健主事	学校保健計画の立案、全体の指導 職員への共通理解
	養護教諭	資料の作成 フッ化物洗口液の作成・保管等、学校歯科医・学校薬剤師との連絡 学級担任との連絡・打ち合わせ 児童保健委員会の指導
	学級担任	保健指導資料・保健だより等を活用し、児童・生徒の指導の徹底 実施希望者の確認と、名簿の作成・管理 中途からの中止、実施希望者申出受理
	児童・生徒	洗口の準備、後始末

(2) 教育的効果

歯科保健への関心と理解が深まる

フッ化物洗口によってむし歯が減ったという効果はもとより、歯と口の健康全般に対する関心と理解を深めるのに大きな影響を及ぼし、以下のような事が期待できます。

- むし歯と診断された歯については、早期に治療しようという動機付けが働きます。
- 日常生活での甘味の適正摂取への関心が高まります。
- むし歯が減ることで、健康な歯を支えている歯周組織への関心が高まります。
- 小児期の歯肉炎予防のための指導が円滑に行われるようになります。
- 毎食後の歯みがきの励行への関心が高まります。
- 歯みがき指導においてフッ化物配合歯磨剤を用いることに理解が進みます。

児童の自主的活動が活発になり充実する

洗口の準備、実施、整理という一連の作業も実施期間が長くなるにつれて、子供たちの理解が進み、子供たち自身の手によって自主的に、スムーズに行われるようになります。

- 学級における係活動や児童会の委員会活動が活発化します。

保健委員会——洗口の準備、整理及び器具の保管、むし歯予防の啓発を担当
放送委員会——連絡、啓発を担当
整備委員会——資料、各種たより等の掲示を担当

- 学級では、係活動として保健係が中心に班の協力活動が活発化します。

保護者の理解が深まり、協力が促進されるようになる

フッ化物洗口を円滑に実施し、むし歯予防の効果をあげるうえで特に大切な保護者の理解と協力が高まります。

学校だより、保健だより、学年・学級だより、PTA新聞等を通じた緊密な連絡により保護者の理解が深まります。